令和６年度山辺町移住支援金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、移住及び定住の促進を図るため、山形県移住支援事業・マッチ

ング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、予算の範囲内において、山形県（以下「県」という。）及び山辺町（以下「町」という。）が協働して移住支援金を交付することに関し、山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成３年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　東京圏　埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、東京23区及び条件不利地域を除いた地域をいう。

(２)　東京23区　地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第１項に規定する特別区の区域をいう。

(３)　条件不利地域　埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

（交付対象者）

第３条　本事業は、町に転入した者のうち、次の各号の全てに該当し、かつ次条に規定する就業に関する要件、第５条に規定する本事業における関係人口に関する要件又は第６条に規定する起業に関する要件を満たし、定住した者を対象とする。

　(１)　移住元に関して、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア　町に転入する直前の10年間のうち、通算５年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ　町に転入する直前に、連続して１年以上、東京23区内又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間に含める。）。ただし、東京23区内への通勤の期間については、町に転入する３か月前までとする。

　(２)　町への転入に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　移住支援金の申請時において、町に転入後１年以内であること。

イ　移住支援金の申請から５年以上、町に継続して居住する意思を有していること。

(３)　その他、次に掲げる事項の全てに該当すること。

　　ア　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

　　イ　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配

偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

　　ウ　申請者及び配偶者がいずれも、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康

保険税、介護保険料、下水道使用料及び簡易水道料を滞納していない者であるこ

と。

　　エ　その他山形県及び町が移住支援金の対象者として不適当と認めた者でないこと。

　（就業に関する要件）

　第４条　本事業における就業に関する要件は、次項から第４項のうちいずれかの各号

全てに該当するものとする。

　２　就業に関する要件の一般に該当するものは次に掲げる事項の全てに該当すること。

(１)　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(２)　就業先が、山形県が移住支援金の対象として山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に示すマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)に掲載している求人であること。

(３)　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(４)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載された移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の申請時において当該法人に連続して３か月以上在職していること。

(５)　上記求人への応募日が、マッチングサイトに第２号の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(６)　当該法人に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(７)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

３　就業に関する要件の専門人材に該当するものは次に掲げる事項の全てに該当すること。

(１)　プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したものであること。

(２)　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(３)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(４)　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(５)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(６)　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

４　就業に関する要件のテレワークに該当するものは次に掲げる事項の全てに該当すること。

(１)　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(２)　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（本事業における関係人口に関する要件）

第５条　本事業における関係人口に関する要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

(１)　町に通算３年以上居住したことのある者

(２)　町に転入する以前に、町に対してふるさと納税の実績がある者

（起業に関する要件）

第６条　本事業における起業に関する要件は、実施要領に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていることとする。

（移住支援金の額）

第７条　移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、第２号に該当する場合において18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者１人につき100万円を加算する。

(１)　移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が単身の世帯の場合　60万円

(２)　次のいずれにも該当する場合　100万円

　　ア　申請者を含む２人以上の世帯が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請時において町に転入後１年以内であること。

エ　移住支援金の交付決定を受けている者が同一世帯にならないこと。

オ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

　（交付申請）

第８条　申請者は、移住支援金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(１)　写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

(２)　移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）

(３)　移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

(４)　東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）(東京圏から東京23区への通勤者のみに限る。)

(５)　東京23区内の大学等への通学期間を通算する場合は、当該大学等に在学していたことを証する書類(東京圏から東京23区への通勤者のみに限る。)

(６)　開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）（東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみに限る。)

(７)　個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）（東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみに限る。)

(８)　移住元の住民票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）(第７条第１項第２号の金額を申請する場合に限る。)

(９)　就業先企業等の就業証明書（様式第２号）(第４条第２項又は同条第３項に定める就業の要件を満たす者のみに限る。）

(10)　就業先企業等の就業証明書（様式第３号）(第４条第４項に定めるテレワークの要件を満たす者のみに限る。）

(11)　業務の取引に係る業務委託契約書や注文書（発注書）、注文請書（受注書）の

写し等 （移住前から移住後（申請時点）にかけて業務を受注していることが確認で

きる書類）(第４条第４項に定めるテレワークの要件を満たす法人経営者又は個人事

業主のみに限る。)

(12)　履歴事項全部証明書（発行後３ヵ月以内のもの）の写し等（移住前に開業し移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認できる書類）(第４条第４項に定めるテレワークの要件を満たす法人経営者のみに限る。）

(13)　開業届出済証明書（発行後３ヵ月以内のもの）の写し、及び、開業・廃業等届

出書の控えの写し等（移住前に開業し移住元で行っていた業務を移住後も 継続して

いることを確認できる書類）(第４条第４項に定めるテレワークの要件を満たす個人

事業主のみに限る。）

 （14） 町に通算３年以上居住したこと証する書類又は町にふるさと応援寄附の実績があることを証する書類(第５条に定める本事業における関係人口の要件を満たす者のみに限る。)

(15)　実施要領に定める起業支援金の交付決定通知書の写し（第６条に定める起業の要件を満たす者のみに限る。）

（交付決定）

第９条　町長は前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、第３条に定める要件に該当すると認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第４号）により、当該申請者に通知する。また、審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合は、その旨申請者に通知する。

（支援金の交付）

第10条 町長は交付決定を行った申請者に対し、速やかに移住支援金の交付を行うものとする。

（実績報告書）

第11条　規則第14条の規定にかかわらず、第８条の規定による申請をもって、規則第14条の規定による報告に代えるものとする。

（支援金額確定通知）

第12条　規則第15条の規定にかかわらず、第９条の規定による通知をもって、規則第15条の規定による支援金額確定通知に代えるものとする。

（報告及び立入調査）

第13条 山形県及び町は、山形県移住支援事業の実施状況等を確認するため必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

２　移住支援金の交付を受けた者は、前項の要請を受けた場合は、それに応じなければならない。

（返還請求）

第14条 町長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の交付決定を取り消し、令和６年度山辺町移住支援金返還請求書（様式第５号）により、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山形県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(１)全額の返還

ア 虚偽の内容を申請したことが判明した場合

イ 移住支援金の申請日から３年未満に町以外の市区町村に転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 山形県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合

(２）半額の返還

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に町から転出した場合

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、山形県と町が協議して定める。

　附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和６年６月３日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和７年３月31日をもってその効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、この告示の失効後も第14条の規定は、なおその効力を有するものとする。

様式第１号(第８条関係)

年　　月　　日

山辺町長　殿

移住支援金交付申請書

山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 　年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の　人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金の種類 |  | 就業(一般) |  | 就業(専門人材) | 上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |
|  | テレワーク |  | 関係人口 |  |
|  | 起業 |  | 移住支援金の額 | 円 |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する　誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「山形県移住支援事業に係る個人　情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、山辺町に居住する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| (就業・起業の場合のみ記載）申請日から５年以上継続して、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| (就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）山辺町への移住の意思について |  | Ａ．自己の意思である |  | Ｂ．所属からの　命令である |

※　各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴　※５年以上の在勤履歴を記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

６（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度 ／ 行くことはない ／ その他（　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード(山形県及び山辺町使用欄) |  |

(様式第１号別紙１)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　山形県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山形県及び山辺町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、第１４条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に山辺町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）山形県が実施する起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に山辺町以外の市区町村に転出した場合：半額

(様式第１号別紙２)

山形県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　山形県及び山辺町は、山形県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、山形県及び山辺町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第２号(第８条関係)

年　　月　　日

山辺町長　殿

 　　所 在 地

 　　事業者名

 　　代表者名

 　　電話番号

 　　担 当 者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者 |  |
| 勤務者住所 |  |
| 勤務先所在地 |  |
| 勤務先電話番号 |  |
| 就業年月日 |  |
| 応募受付年月日 |  |
| 雇用形態 | 週20時間以上の無期雇用 |
| 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係※マッチングサイト　掲載求人の場合 | ３親等以内の親族に該当しない |
| ※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング　事業を利用している場合のみ | 目的達成後に離職することが前提ではない |
| □ プロフェッショナル人材事業　　　□ 先導的人材マッチング事業  |

山形県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山形県及び山辺町の求めに応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第３号(第８条関係)

年　　月　　日

山辺町長　殿

 　　所 在 地

 　　事業者名

 　　代表者名

 　　電話番号

 　　担 当 者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者名 |  |
| 勤務者住所（移住前） |  |
| 勤務者住所（移住後） |  |
| 勤務先部署の所在地 |  |
| 勤務先電話番号 |  |
| 移住の意思 | 所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない |
| テレワーク交付金 | 勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない |

山形県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山形県及び山辺町の求めに応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第４号(第９条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山辺町長

山形県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

　山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　　　　　　　　　　　 円

○振込予定日　　　　年　　月　　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

　振込先金融機関名：

　振込先口座番号（下３桁）：

　振込先口座名義：

※移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

（備考）

１　山辺町は、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に山辺町以外の市区町村に転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・山形県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

　・申請日から３年以上５年以内に山辺町以外の市区町村に転出した場合：半額

２　山辺町は、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、山形県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |

様式第５号(第14条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

様

山辺町長

令和６年度山辺町移住支援事業補助金返還請求書

　年　月　日付け第　　　号で交付を決定した令和６年度山辺町移住支援金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、令和６年度山辺町移住支援金交付要綱第14条の規定により返還します。

　１　支援金交付済額

　２　返還請求額

　３　取消の理由

　４　返還期限

５　返還方法

　　別添の納入通知書により返還期限までに山辺町指定金融機関へ納入してください。